

令和 8 年

第 3 回 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和 8 年 2 月 12 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和8年第3回教育委員会定例会

1 開催日時 令和8年2月12日(木) 午後5時00分 開会
午後6時28分 閉会

2 開催場所 水戸市役所 3階 教育委員会室

3 出席者 教育長 志田晴美
委員 内田和子(教育長職務代理者)
委員 丸山陽子
委員 三浦綾佳

4 欠席者 委員 上嶋佳子

5 説明のため出席した職員の職、氏名

教育部長	三宅修
総合教育研究所長	田村悟
参事(県費負担教職員担当)	嶋志田泰
参事(教育研究課題担当)	熊田泰瑞
技監兼学校施設課長	和田英嗣
参事兼生涯学習課長	林栄一
参事兼歴史文化財課長	小川邦明
教育企画課長	湯澤康一
学校管理課長	山田規生
学校保健給食課長	相沢秀幸
中央図書館長	堀野辺直
教育研究課長	安田理恵
こども部 幼児保育課長	松本崇

6 傍聴人 2名

7 本日の日程

(1) 請願

請願第1号 小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願【公開】

(2) 報告

① 水戸市教職員の働き方改革基本方針の改定について【公開】

(3) 議案

議案第5号 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則【公開】

議案第6号 水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則の一部を改正する規則【公開】

議案第7号 令和8年第1回水戸市議会定例会議案に対する意見について【非公開】

(4) 協 議

- ① 令和8年度水戸市教育行政方針（素案）について【非公開】
- ② 水戸市架け橋カリキュラム（案）について【非公開】

8 会議の概要

午後5時00分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和8年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

本日、上臈委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

なお、本日は、2名の方から傍聴の申出がございますので御報告いたします。

それでは、入室していただきますようお願いいたします。

〔傍聴人入室〕

○志田教育長 初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第7号、協議(1)及び協議(2)につきましては、非公開の取扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

初めに、請願の審査を行います。

請願第1号 小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願を議題といたします。

請願の内容について、事務局より朗読願います。

○事務局 それでは、令和8年1月22日付けで受理いたしました請願書について、教育企画課から原文のまま朗読させていただきます。

水戸市教育委員会教育長志田晴美殿。2026年1月19日。件名。小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願。趣旨。小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良(乳糖不耐、下痢、腹痛など)や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断や学校との面談なしでも停止届などで停止できるようにして下さい。理由。小中学校の給食では毎日大量の牛乳が廃棄されています。水戸市の小中学校の給食では年間約20,668kg、約103,340本分の牛乳が廃棄されています。割合にすると牛乳残食率は約4.7%、約21本に1本相当が廃棄されています。その背景に、牛乳を飲めなくても提供の停止ができていない子ども達があります。アレルギーの場合は診断書を提出することで免除されていますが、アレルギーはなくても、牛乳が体に合わないなどの理由で飲めない子達が少なくありません。乳糖不耐症の診断書を提出して牛乳を停止している場合もありますが、毎年診断書を得るのには費用も時間もかかりますし、それができることを知らない家庭も多いようです。日本人を含めアジア人の9割が実は乳糖不耐であると言われていた中、自分の体質に合わないものを嫌がって飲みたくないことは、単なる好き嫌いだと思わず尊重されるべきではないでしょうか。牛乳を飲まない子も、本来の和食でもカルシウム等の栄養は十分に摂ることができます。ですので、カルシウム摂取に牛乳を用いたくない家庭から牛乳代をとるのはどうなのかという意見もあります。また、無駄になってしまう牛乳の廃棄を減らすことは、SDGsの方向性とも一致しています。例えば東京都多摩市では、無駄にする量を減らすために学期のはじめに希望をとる選択の制度が有効ではないかという結論に達し、2022年8月にその趣旨の陳情が採択され、2023年の2学期から実施しています。多摩市給食センターによると、導入後の苦情などはなく、逆に「ありがとう」や「助かった」などの声があったそうです。多摩市の教育委員会の調査によると、東京都の26市のうち13市が既に診断書なしで牛乳を停止できるようになっているそうです。具体的な実施方法の参考として、多摩市の「学校給食における飲用牛乳の対応について」を添付いたします。アレルギー以外の理由では診断書なしで飲用牛乳停止届の提出のみで停止でき、牛乳代

が返金されるようになっていきます。また、牛乳の停止は卒業まで自動的に継続されます。水戸市の児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、毎日大量の食品が当たり前のように廃棄されない教育環境のためにも、小中学校の学校給食で牛乳の飲用を多摩市のように選択できる対応にしてください。どうぞよろしくご審議お願い申し上げます。

請願書の内容につきましては、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御意見等がございましたら、発言願います。

丸山委員。

○丸山委員 請願書に記載があるように、アレルギーで牛乳が飲めない方については、診断書を提出して牛乳を停止するという対応が既にされているため、今回の請願の趣旨は、アレルギーではないが、牛乳を飲むことで体調が悪くなるという児童生徒への対応に関する議論ということでしょうか。

○志田教育長 そうですね。

内田委員。

○内田委員 ただいま丸山委員からアレルギーに関する話がありましたが、アレルギーについては、該当する食材等を摂取することでアナフィラキシーを起こしてしまう可能性がありますので、医師が作成する「学校生活管理指導表」が必要だと思いますが、アレルギーではない児童生徒の場合は、特に医師の診断などは無くても良いのではないかと思います。

しかしながら、請願書に「牛乳の停止は卒業まで自動的に継続されます」とありますが、年齢とともに体質等が変化することもあると思いますので、そのあたりは、いつでも牛乳の提供を開始できるようにすることも必要だと思います。

以上です。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 そうですね。児童生徒御本人の意向もあるとは思いますが、乳糖不耐症は、乳糖を分解する酵素の量が増えることで症状も軽くなっていきますので、乳糖を摂取する機会が増えていくことで、その悩み自体が解決する可能性もあります。

そのような場合に、牛乳の提供を開始したいという旨を受けて、すぐに開始できるような対応は必要だと思います。

○志田教育長 牛乳の停止を自動的に継続するのではなく、定期的に牛乳の提供の有無を確認するということですね。

ほかにございせんか。

三浦委員。

○三浦委員 児童生徒御本人と保護者の方で十分に相談の上、牛乳停止の届出を提出いただくことが前提であると思います。

例えば、保護者が子どもに相談しないで提出してしまうということがないようにしていただければと思います。

○志田教育長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 それでは、本請願の取扱いについては、いかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ただいま採択との御意見がありましたが、本請願の取扱いにつきましては、採択

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、本請願は採択と決しました。

今後は、請願者にその旨通知をお願いします。

以上で、請願の審査を終了します。

次に、報告を行います。

報告(1) 水戸市教職員の働き方改革基本方針の改定について、説明願います。

山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 報告(1) 水戸市教職員の働き方改革基本方針の改定について、御説明いたします。

左上に「報告(1)」と記載されている資料を御覧ください。

本方針につきましては、令和8年第2回教育委員会定例会において、方針(案)を御協議いただいたところでございますが、教育委員の皆様の御意見等を踏まえ、修正し、改定いたしましたことから、報告させていただくものでございます。

なお、方針(案)から修正いたしました箇所につきましては、赤字で記載させていただいておりますので、主な修正箇所を御説明させていただきます。

それでは、2ページを御覧ください。

「2 現状と課題の年度別時間外在校等時間の推移(1年間の延べ人数)」の表につきまして、人数に加え、その割合を追記させていただきました。

併せて、表の下の米印に、割合の分母となる令和3年度から令和5年度の対象者数を追記いたしております。

次に、3ページを御覧ください。

「3 目標」の「(1)時間外在校等時間に関する目標」につきまして、生徒指導や学校事故など児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の取扱いとして、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除くことについて、追記させていただきました。

なお、文書表現につきましては、国の指針及び水戸市立学校管理規則と合わせております。

次に、9ページを御覧ください。

「5 関連する取組、今後のフォローアップ」につきまして、長時間勤務の是正を図ることとあわせて、教職員一人一人が、日々の生活の質や職業人生を豊かにするなど、ウェルビーイングを向上させることの重要性について、追記させていただきました。

また、働きやすさや多様な人材が活躍するための視点などを踏まえ、自らの人間性や創造性を高め、その意欲と能力が最大限発揮できる職務環境の整備や誰もが安心して働ける組織づくりを推進する必要性につきましても、追記いたしております。

主な修正箇所は、以上でございます。

なお、本方針につきましては、業務量管理・健康確保措置実施計画として改定するものでございますことから、国の指針に基づき、3月19日に開催予定の令和7年度第2回総合教育会議で報告してまいります。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

丸山委員。

○丸山委員 令和8年第2回教育委員会定例会の際に御意見させていただいた「2 現状と課題の年度別時間外在校等時間の推移（1年間の延べ人数）」の割合の記載について、御対応ありがとうございます。とても見やすくなったと思います。

○志田教育長 ほかにございませんか。

内田委員。

○内田委員 既に改定された方針であるため、あくまで参考意見としてお話しさせていただきます。

この方針は、「教育職員」ではなく、「教職員」の働き方改革に重きをおいた内容になっていると思いますが、「教育職員」と記載されている箇所が一部見受けられます。

文部科学省の表現にあわせた記載となっている箇所もあるとは思いますが、内容を考えたときに、事務職員や学校栄養教員等を含めた全教職員を対象にされておりますので、そこを踏まえて、「教育職員」と記載されている箇所を再度見直しても良いのではないかと思います。

また、教職員の業務の性質上、行事等が多いということや年度初めということで、特定の月の時間外在校等時間が多くなる傾向があります。

地方公共団体の判断で1年単位の変形労働時間制の適用が可能ですので、例えば、夏季休業中の勤務時間を減らし、業務が多忙な時期の勤務時間を増やす等の対応も検討されてはいかがでしょうか。

以上です。

○志田教育長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 ただいまの内田委員の御意見のうち、初めに、「教育職員」及び「教職員」に関する御意見につきまして、国の指針等を参考としておりますが、本方針は、方針名にもありますように、教育職員だけではなく、学校で働く教職員の労働環境の整備等を含めて考えておりますので、そのような内容につきましては、今後とも、学校等の意見なども踏まえながらブラッシュアップして、改善等を図っていきたいと考えております。

また、変形労働時間制につきましては、本市だけでなく、茨城県の制度の整備も必要になってまいりますので、茨城県の動向等も注視しながら、本市としても対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○志田教育長 ほかにございませんか。

丸山委員。

○丸山委員 令和8年第2回教育委員会臨時会で、3ページの「3 目標」のうち、「(1)時間外在校等時間に関する目標」の「① 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします」につきまして、「100%」という目標はかなり厳しそうだとお話しをさせていただきましたが、今回追記された「児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合」の範囲が非常に難しいところだと思います。

重大案件に限るとということなのかもしれませんが、学校現場では、日々、突発的なことは起きていると思いますので、今後整理していく必要があると思いました。

○志田教育長 山田学校管理課長。

○山田学校管理課長 ただいまの丸山委員の御指摘でございますが、目標といたしまして、「1か

月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします」と記載しておりますが、教職員の性質などを踏まえ、例えば、学校の事故等の子どもに係る緊急性のあるものが生じた際に、勤務時間等に縛られることなく、子どもに寄り添った対応をできるようにする必要があるということで、このような記載は必要であると考えております。

また、こちらの記載の内容につきましては、国の指針及び学校管理規則においても記載しておりますので、今後、その辺りの状況も踏まえながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 なかなか難しいですね。

○志田教育長 そうですね。子どもに係る緊急性のあるもの以外にも、教職員の不祥事等が発生した場合も対応が必要になってまいりますので、このような記載をしなければならないと思っております。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、この件について終わります。

次に、議事に入ります。

議案第5号 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則について、説明願います。

安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 それでは、左上に「議案第5号」と記載されている資料を御覧願います。

議案第5号 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

本規則の改正の理由といたしましては、毎年度、学校は教育方針や年間の授業時数を示した教育課程編成書を教育委員会へ提出しております。

編成書の様式のうち、年間授業時数の区分に変更が生じたため、併せて所要の見直しを行うものでございます。

18ページからの新旧対照表で御説明させていただきます。

初めに、教育課程に係る様式は、学校の教育目標や年間授業時数などを報告する教育課程編成書と、年度終了後に実績を報告する教育課程実施状況報告書の2種類がございます。

また、この様式は、普通学級用と特別支援学級用、そして、特別の教育課程の編成として、通級指導教室用と日本語指導用にそれぞれ分かれております。

まず、20ページを御覧ください。

こちらは、小学校の普通学級用の編成書の様式になります。

編成書は、翌年度の計画を前年度の3月末までに教育委員会へ提出することになっております。左側が現行の様式、右側が改正後の様式になります。

今回、改正する内容は、それぞれの表の左側にある区分の表記でございます。改正前は、「教科」と教科以外の「各教科等」としておりましたが、国に報告する年間授業時数は、こちらの水戸まごころタイムや学級活動を含めた各教科等の合計時数となることから、改正後のおり、「教科」の欄を削除し、全てを「各教科等」と表記いたします。

また、これまで、「英会話・外国語」とまとめて表記しておりましたが、国では、小学校5、6年生が行う「外国語」と小学校3、4年生が行う「外国語活動」は別に表記されており、さらに、本市では、市独自に小学校1年生において「英会話」を位置づけていることから、それぞれ別に表

記することといたしました。

次に、23ページを御覧ください。

こちらは、中学校の普通学級用の編成書の様式になります。

小学校同様に、「各教科」の欄を削除し、全てを「各教科等」と表記いたします。

併せて、小学校の様式に合わせ、注釈2の「教育委員会」を「水戸市教育委員会」と改めます。

次に、25ページの左側の様式を御覧願います。こちらは知的障害特別支援学級用の教育課程編成書になっております。また、27ページの左側の様式を御覧願います。こちらは、知的障害特別支援学級以外の情緒障害等の支援学級用の教育課程編成書になっておりまして、特別支援学級用の教育課程編成書につきましては、2種類に分かれておりました。今回、それを一本化するものでございます。

25ページにお戻りいただきまして、右側の様式が今回、一本化した様式でございます。現在は、左側の様式のように、縦軸に「学年」を、横軸に「各教科等」を示しておりましたが、普通学級用の様式に合わせ、縦軸に「各教科等」を、横軸に「学年」を示し、普通学級用と同様に「区分」の表記を改正しております。

また、今回の改正に当たり、茨城県の特別支援教育所管課に確認し、国への報告事項等に合わせ、注釈での表記や項目の見直しを行っております。

それにより、25ページの「様式第4号」は、小学校の知的障害特別支援学級用の教育課程編成書と知的障害特別支援学級以外の情緒障害等の支援学級用の教育課程編成書を一本化した小学校の特別支援学級用の教育課程編成書に改めております。

27ページの右側の様式につきまして、中学校の特別支援学級も同様の見直しを行っており、「様式第4号の2」は、中学校の知的障害特別支援学級用の教育課程編成書と知的障害特別支援学級以外の情緒障害等の支援学級用の教育課程編成書を一本化した中学校の特別支援学級用の教育課程編成書に改めております。

特別支援学級用の教育課程編成書を一本化したことに伴い、29ページの「様式第4号の3」と30ページの「様式第4号の4」につきましては、両方とも削除しております。

次に、31ページを御覧ください。

ここからは、年度終了後に1年間の実績を報告する教育課程実施状況報告書の様式になります。

こちらにつきましても、先ほど御説明いたしました区分の見直しに合わせ、改正しております。31ページが小学校の報告書、32ページが中学校の報告書になります。

次に、33ページを御覧ください。

こちらは小学校の特別支援学級用の実施状況報告書になります。これまで、特別支援学級につきましては、報告書の様式がなく、年度初めの5月1日までに提出する編成書の様式のみでございましたが、普通学級同様に、市教育委員会として把握するため、報告書の様式を新設いたします。

なお、34ページは、中学校の特別支援学級用の実施状況報告書となっております。小学校同様に新たに設置したものでございます。

次に、35ページを御覧ください。

こちらは通級指導教室用の教育課程編成書兼報告書になります。「様式第6号の2」から「様式第6号の2の3」とし、先ほど御説明した区分の変更に伴い、様式を改めるとともに、記載のとおり、注釈を加えるものでございます。

なお、38ページは、中学校の通級指導教室用の教育課程編成書兼報告書となっております。小

学校同様に改めるものでございます。

17ページにお戻りいただきまして、「付則」につきまして、現在進めている教育課程は、令和7年度現在の様式で計画し、実施していることから、令和7年度の実績報告については改正前の様式で提出いただくため、経過措置としまして、改正後の様式第5号をはじめ、以下の様式については令和8年度以後の教育課程の実施状況に係る報告書について適用し、令和7年度分の教育課程の実施状況に係る報告については、従前の例によるものといたします。

なお、規則は、公布の日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

丸山委員。

○丸山委員 先ほど御説明いただきましたが、31ページの右側の改正後の様式の「外国語（うち英会話）」、「英会話」及び「外国語活動（うち英会話）」につきまして、学年によって使用する欄が異なっているため、「英会話」は第1学年及び第2学年、「外国語活動（うち英会話）」は第3学年及び第4学年、「外国語活動（うち英会話）」は第5学年及び第6学年以外の欄に斜線が引いてあります。

表記が分かりにくいと感じたため、同じ欄にまとめる方法はないかと考えながら御説明を伺っていたのですが、特別支援学級用の様式を見ると、斜線はなく、全ての欄が使用できるようになっておりまして、児童生徒の発達状況や環境によって、教科等を選ぶことができるように欄を残していると理解しましたので、普通学級用の様式につきましては、斜線をして3種類に分けて置く必要があるのだと理解しました。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 前提として、国の区分に合わせたということがございまして、国の場合は、「外国語」と「学級活動」が別に記載されているということがありましたので、そこを明確にしたということと「英会話」については市独自に導入したということ、それに併せて、「国語（うち毛筆）」での第1学年及び第2学年の斜線の表記等と整合性を図ることで、外国語等についても、項目を分けて、さらに斜線を引いたところ です。

併せて、ただ今、丸山委員からお話いただいたとおり、特別支援学級につきましては、下の学年の教科を実施するという場合もございまして、特段学年を明記せず、区分のみ普通学級と合わせて、今回、区別したところでございます。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 一見して英語でひとまとめできそうな印象を受けたのですが、国の区分で決められているということなのですね。

○志田教育長 特別支援学級でも英会話等の教科も実施するという認識でよろしいですね。

そして、下の学年の教科も実施する可能性があるため、欄に斜線は引いていないということですね。

安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 はい。特別支援学級では、下の学年の教科を実施する可能性もありますので、様式には学年を明記せず、必要に応じて学年を記載していただき、その中で必要な教科に数字を入れていただくようになっております。

○志田教育長 普通学級用の様式については第1学年から第6学年まで学年が明記されておま

すが、特別支援学級用の様式には学年も明記されていないのですね。

安田教育研究課長。

○**安田教育研究課長** 学校から報告書を提出いただくに当たりまして、学年や教科の誤り等の記載の間違いを防ぐためにも、斜線を引かせていただいております。

○**志田教育長** ほかにございませんか。

内田委員。

○**内田委員** 変更内容については異議はありませんが、「各教科等」の記載位置について、国語や社会などの教科が先に記載されて、「等」の教科が後に来ていると考えたときに、「英会話」などの記載位置や「英会話」と「外国語活動（うち英会話）」の間の「特別教科 道徳」の記載位置などこの位置で良いのでしょうか。

○**志田教育長** 田村総合教育研究所長。

○**田村総合教育研究所長** 初めに、現行の学習指導要領で、小学校3年生及び4年生に外国語活動、小学校5年生及び6年生に外国語が実施されたときに、本市で小学校1年生から実施していた英会話と明確に線引きをしなかったことが反省すべき点であると思っております。本来であれば、小学校1年生及び2年生への英会話の実施はございませんが、本市は小学校1年生及び2年生への英会話の実施をしております。

また、「各教科等」の記載位置につきまして、他の記載方法も検討したのですが、最終的には国に示されている記載順に基づいた位置になっております。

英会話については市独自のものですので国から示されたものに記載はありませんが、本市として英会話を実施しておりますので記載した次第です。

○**志田教育長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**志田教育長** ないようでございますので、議案第5号について採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**志田教育長** 御異議なしと認め、よって、議案第5号は可決しました。

次に、議案第6号 水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則の一部を改正する規則について、説明願います。

松本幼児保育課長。

○**松本幼児保育課長** 本資料の1ページを御覧願います。

議案第6号 水戸市立幼稚園型認定こども園管理規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

本規則の改正理由につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条項の変更を行うものでございます。

内容につきましては、2ページの新旧対照表を御覧願います。

記載のとおり、引用条項の変更を行うものでございます。

1ページにお戻り願います。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

説明は、以上でございます。

○**志田教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第6号について採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第6号は可決しました。

以上で、公開とする案件が終了いたしましたので、ここで、傍聴人の方は御退室願います。なお、お配りした資料は、係員に御返却いただきますよう、お願いいたします。

〔傍聴人退室〕

【議案第7号 令和8年第1回水戸市議会定例会議案に対する意見について：非公開】

○志田教育長 本日、公務が重なっているため、ここで途中退席させていただきます。
進行を教育長職務代理者である内田委員に交代いたします。

〔志田教育長退室〕

○内田教育長職務代理者 教育長と交代しました。

それでは、引き続き、議事を進めます。

【協議(1) 令和8年度水戸市教育行政方針(素案)について：非公開】

【協議(2) 水戸市架け橋カリキュラム(案)について：非公開】

○内田教育長職務代理者 以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

湯澤教育企画課長。

○湯澤教育企画課長 教育委員会会議等の今後の予定につきまして、お配りしております教育委員会会議等予定を御覧ください。

今後の教育委員会臨時会の日程が決定いたしました。第1回教育委員会臨時会につきましては、3月12日午後5時から、第2回教育委員会臨時会につきましては、3月19日の総合教育会議終了後の午後5時から、第3回教育委員会臨時会につきましては、3月24日午後5時30分からオンラインで開催いたしますので、よろしく願います。

以上でございます。

○内田教育長職務代理者 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田教育長職務代理者 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後6時28分 閉会

9 議決事項

議案第 5 号について原案可決

議案第 6 号について原案可決

議案第 7 号について原案可決